

第 1 回意見募集で出された意見と対応

※ 個人情報や特定の団体等が特定できてしまう部分は非公開としています。

※ 明らかな誤字・脱字等は修正しています。

環境基本計画(案)全体に対して

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
1	—	全体構成	<p>環境基本計画には、前文のように重要な意義がありますので、関係者すべてに、簡潔で分かりやすい計画を作成する必要があります。まず可能な限り全体量を短縮したうえで、次のように構成を見直してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案 1 各項目について、第 3 章2の「取組の方向性」(主体的取組部分のみ)だけを抜粋して「軽井沢町環境基本計画主体別取組編」とし、その他全てを「軽井沢町環境基本計画解説編」として、2 分冊にします。 ・案 2 案 1 と同じ分類で、解説部分を「軽井沢町環境基本計画前編解説」「軽井沢町環境基本計画後編主体別取組」と前・後編 1 冊にして、主体別取組編だけは別印刷を可能にします。 <p>以上 2 案とも、「取組編」は、町民他関係者全員に印刷物として配布してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案 3 現在の案の構成は、そのままにして、この他に主体別取組だけをすべて簡単に分かりやすい表現に直し、ハンドブック的なものとし、関係者全員へ配布してください。計画全体は、町HP へ掲載し、要求があれば印刷物を提供することにしてください。 ・その他いずれの取組編の全項目には、詳しい目次を新たに作る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ご意見のとおり、簡潔で分かりやすい計画が必要であることは認識しておりますが、計画書を分冊とするとかえって混乱するおそれがあることから、計画書本編は 1 冊とし、別途周知用の概要版、並びに子ども向け冊子の作成を予定しています。計画書等は町ホームページに掲載します。また印刷部数についても、省資源の観点から必要最小限度にとどめる予定です。
2	—	全体に共通	<p>主体別の取組の表現は、特に分かりやすい簡潔な言葉を使うようにしてください。</p> <p>(1) 末尾の表現がきついと思います。 「、、、します。」→「、、、しましょう。」 「、、、行いません。」→「、、、やめましょう。」</p> <p>(2) 以下の表現はいずれも具体的な言葉がなく、あいまいで手がかりがないので行動に結びつかないと思います。適正に管理する、は一切使わずに、具体例をあげて、「○○しましょう。」とか「○○はやめましょう。」とか行動内容を入れた分かりやすい表現にしてください。学びます。は、どのような行動が必要か後に表現してください。 「、、、の適正管理に取組ます。」→「、、、○○しましょう。」 「、、、を適正に管理します。」→同上 「、、、について関心を持ち学びます。」→学び、○○しましょう。</p> <p>(3) 表現が固いものは、柔らかい表現にしてください。他にもあるかもしれませんので調べて見直してください。 「、、、を削減します。」→「、、、を減らしましょう。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 主体別の取組については、それぞれの主体が自発的に取り組む事項として位置付けていることから、「します」としています。なお、「軽井沢町環境基本条例」においてもそれぞれの主体が対等の立場となっています。

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
3	—	その他意見	改めて作成される場合には、公開、意見募集を再度お願いします。また、私が改正案を提案していないところがありますので、作成者で調査が必要なものは調査の上表現を修正ないし追加してください。 追記 環境基本計画が作成されることは、大変うれしいことと思います。私事ですが、環境基本計画については、1999年11月、町の町民会議という会議の中で、早急に必要であると町へ提案させていただいたものです。環境都市を目指す軽井沢町にとっては、相当以前から必要だったと思います。今後早急にさらに十分な検討を行って軽井沢らしい他にない素晴らしいものにして欲しいと思います。	● 修正案については、第2回のパブリックコメントにて改めて意見募集を行います。
4	—	表現の方法	若い人の意見(若い人に限らず)として文字だけ(文字中心)では、読まなくてはいけないので分かりにくい。見て(論理的よりも直感的に)分かるようにしたい。 分かりやすくするための表現は、グラレコ(グラフィック・レコーディング)手法による文字・イラスト・図柄等で表現したい。	● ご意見を踏まえて、内容の表現について検討します。
5	—	まとめ方	総花的な基本計画内容と具体的に取り組む実施計画の二本立てにしたい。基本計画内容は単発アイデアではなく、より系統的(相互関連性)文脈にしたい。 全ての計画を実施することは現実的でないと思います。最初の10年計画で、具体的に取り組む実施計画が3つくらい欲しいと考えます。その一つとして例えば以下の通りの実施計画案(概要)を提案します。 ●計画名 〈倒木による危険予防と再生エネルギー政策の連動計画〉 ●趣旨 台風等による倒木による停電や物損被害が繰り返されている。倒木が発生しても所有者確認が取れず復旧に長時間がかかる。住民の生活安全環境を保全したい。 ステイクホルダーである、所有者・中電・軽井沢町・国の4者が関係を調整して、倒木等による停電等の予防対策を講じたい。 また伐採した倒木をバイオマスとして、薪、ペレット、チップ等に加工して有効活用したい。 ●実施工程 1年目:実施計画策定、ステイクホルダー関係調整、(仮)倒木による停電予防等対策要綱制定、事業者選定 2年目:倒木危険樹木のマーキング(樹木医、森林インストラクター参加)、バイオマス加工場建設 3から7年目:5年計画で倒木危険予防伐採、加工、販売 ●期待成果 1)倒木による停電被害が予防でき、生活や経済の安全が確保できる 2)倒木危険樹木をゴミではなくバイオマスとしてエネルギーや資材として活用できる 3)ペレットストーブやペレットボイラーを積極的に使って暖房設備とする	● ご意見の「具体的な実施計画」として、重点的な取組の設定を予定しています。いただいた案も踏まえて検討します。

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
			4)経費がかからず毎年生長する樹木の生長分を有効活用して町の再生エネルギーの一つに位置付ける	

第1章 計画の基本事項

■ 1 基本的事項

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
6	3	(3) 計画の期間	現在、環境問題は、地球全体も軽井沢も日々新たな問題が発生し、現状変化も急激です。そこで、本案の、P3(3)計画の期間は、2024年から2033年まで10年間とあり、見直しは、5年後としています。あまりに長い期間にしていますので、現在の様々な変化に対応できないと思います。 そこで環境問題の様々な状況の変化で、取組の見直しが必要になった場合は、第2次計画の策定をすると明記するか、せめて計画対象期間を5年、見直しを状況の変化に応じて行うと明記すべきです。また、本計画で使用しているデータは、現在の数値であり、この数値は、毎年変化するものですので、その見直しは、毎年必要になり、データの変化によっては、取組の見直しが必要になることも考えられます。	● 計画の期間は10年とし、中間の5年で見直しを予定していますが、環境面での大きな変化が生じた場合は適宜見直します。
7	3	(4) 計画の対象範囲	自然環境分野の中に「農地保全」の記載をして欲しい。ここは目次的な役割があると思う。	● ご意見を踏まえて追加します。
8	3, 4	(5) 計画の実施主体	計画の実施主体として、町、事業者、町民、別荘所有者、滞在者が挙げられているが、近年問題になってきている不在地主、とくに外国からの不在地主がこの範疇に入っているのかどうか分からない。入っていないのであれば、今後の問題として明記していただきたい。	● 不在地主は、土地を所有しているのみで、町に常住しているわけではないので、ここでは、別荘所有者に含まれません。

■ 2 環境をめぐる国内外の動向

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
9	8	(2) 気候変動と脱炭素社会への転換	ページごとの個別意見 ・P8, P10は、解説の部分です ・23頁以降主体別取組について、上に記した(1)から(3)についての見直しの意見は特別なページを除いて省いてありますので指摘の無いページでも該当の表現があれば見直してください。 ・P8 ②脱炭素に向けた取組の項 11行目 80%の削減に→80%の前に、〇〇年比。または、〇〇年と比較して、と基準年を入	● ご意見を踏まえて修正します。 なお、「80%削減」は国の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に記載されている目標ですが、基準年が設定されていないこと、翌年にカーボンニュートラルを目指すことを宣言していることから、当該箇所は削除しました。

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
			れる。 17行目 2013年度から46%→2013年度と比較して。とする。	
10	9	(3)食品ロス問題	「フードドライブの推進と充実」フードバンク軽井沢について何度も出てくる。フードバンク軽井沢は自ら寄付金を集めて回しているため赤字団体ではないが、町が支援・協力と明示するならば、寄付食品倉庫を町敷地に設置していることに対する目的外使用料を先ずは免除してもよいのではと思う。大きな金額ではないので、フードバンク軽井沢にとって財政面の寄与が大きいわけではないが、支援・協力といっても、これまでは、そうした意味での姿勢があまり感じられない。	●ご意見を踏まえて、施策の内容を研究していきます。
11	10	(5)生物多様性の保全	8行目「ました。」の次へ追加→しかし目標の大部分が未達成に終わりました。10行目策定されています。の後へどのような成果があったのか結果を記入してください。	●国の達成度評価を踏まえた表現とします。
12	11	コラム	コラムの中で人口動態が語られているが、町の環境政策を考える前提として、別荘を含めた建築統計(地区別、年度ごと推移)も必要なのではないか。	●p11の人口動態に続いて、町全体の別荘数の推移を掲載します。

第2章 めざす環境の姿と目標の設定

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
13	13	2 基本目標	火山噴火、山火事、土砂災害、水害、地震などは、環境問題に含まれると思う。「災害への強靭性を強化する」を、基本目標の一つとしていただきたい。	●自然災害に備えた対策と発生時の対応については、「軽井沢町地域防災計画」並びに「軽井沢町国土強靭化地域計画」において取り扱っていることから、本計画の基本目標としては取り上げないこととします。
14	13	2 基本目標	[1 緑豊かな高原保養都市の形成]この項目がTOPに記載されていることはとても良いと思います。どうしても生活のしやすさを優先して環境保護は後回しになることが他地域でも多いですが、明治から150年弱続いてきた保養地としての軽井沢の特殊性を前面に押し出すべきと考えています。	●軽井沢町の豊かな緑＝森林が軽井沢町の自然環境を特徴づけていることから、森林の保全は町の環境面での最優先課題と捉えています。

第3章 具体的な取組

■ 1 取組の体系

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
15	14	1 取組の体系	「2 安心して暮らせる清らかな環境の維持・向上」(もしくは「4 ゼロカーボンシティの実現」)の項目のなかで、気候変動への適応策についても触れた方がいいのではないかと。気候変動の影響を考慮して計画を進めていくことは、2の「安心して暮らせる」のところに關わる事項であると考えます。	●気候変動への適応策について、今後研究していきます。

■2 基本目標ごとの具体的な取組
 <1 緑豊かな高原保養都市の形成>

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
16	16	現状と課題	現状と課題の表中で「住宅・ホテル・マンション等開発に伴う皆伐による森林の減少への対応」を課題として挙げているが、P.21(2)施策の方向性と達成度をはかる指標、および P.22(3)基本目標の実現に向けた取組の方向と主な内容において、宅地部分の森林減少を管理する指標や取り組みが語られていない。町として宅地に存在する森林の皆伐を問題視する課題認識があるのであれば、その部分の森林減少をどう調査(モニタリング)、管理し、そして調査された指標に応じて規制をするのかしないのか、少なくとも基本計画の中では記載すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人所有の森林について、その取扱いを規制することは財産権の侵害にもなり、対応が難しい面があります。そのため、町としては森林の面積を現状よりも減らさないことを目指し、そのための各種の取組を進めていくことといたします。 ● 宅地部分のみの森林についての指標化は困難であることから、町全体としての森林の量についての推移を把握する方法でモニタリングします。
17	16 17 22	現状と課題 現状に関するデータ 行政の取組	<p>(現状と課題) 森林(土壌)の汚染として、福島原発事故由来の放射性物質が検出されていることを、記載すべきと思います。</p> <p>(データ) 広報かるいざわに記載の内容を要約して記述する。</p> <p>(行政の取組) 例えば、「町民に対する正確な情報発信の継続」あるいは、「歩進んだ、」保養地にふさわしい除染方法の検討」など、町としての取組方針を記述していただきたいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ご意見の通り、町内において東京電力福島第一原子力発電所事故に由来する放射性物質が検出されており、現在も山菜やキノコは出荷制限がかけられており、最新の情報については町ホームページに掲載しております。除染の必要性については、国の「汚染状況重点調査地域」の指定外となっていることから、国の動向を鑑み対応いたします。
18	19 22	現状に関するデータ 森林	<p>私は東京の大学で教授職に従事している。コロナ禍の直前となる3年半ほど前に軽井沢に移住した。私にとって軽井沢の最大の魅力は豊かな自然環境と現代生活が両立できるところにあった。しかしコロナ禍以降、特に利便性の高い地域において、多くの森林や樹木が伐採され続け、このままでは総体としての軽井沢の魅力が大きく減少してしまうことに危機感を覚えている。</p> <p>この件に関し、軽井沢町環境基本計画(案)では、1 緑豊かな高原保養都市の形成という題目は掲げているものの、具体的な施策が決定的に欠如しているように思われる。</p> <p>以下関係した点をあげる。</p> <p>P19) 今後、町の緑の景観を維持する上で、国及び地域企業の森林に対する管理、活用の方向を注視する必要があります。</p> <p>→注視とはどういうことか？ 計画として記述する意味が不明である。 P22) ①森林の保全と</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● いただきましたご意見については、関係部局・関係機関へ伝達するとともに、今後の施策について研究していきます。個人所有の森林について、その取扱いを規制することは財産権の侵害にもなり、対応が難しい面があります。そのため、町としては森林の面積を現状よりも減らさないことを目指し、そのための各種の取組を進めていくことといたします。

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
			<p>管理 行政の取り組み欄 「軽井沢町森林整備計画」※1 並びに「軽井沢町森林経営管理制度※2 実施方針」に基づき、計画の説明会を開催し、森林整備を推進します。 →「軽井沢町森林整備計画」及び「軽井沢町森林経営管理制度実施方針」は森林法との関係が見られず、強制力のない単なる指針である。よって具体的な森林保護の施策とはなっていない。 以下参考) 添付の写真は、私の住む地域において最近開発された事例である。 これまで美しい立派な広葉樹の森林があったが、反対側に大きな住宅が建設され、その家から浅間山の景観を望むためだけに巨大な面積の森林が伐採されている。 この件に関し町役場に伺い、地域整備課、観光経済課、環境課で状況を確認したが、件の土地は町の条例の上位概念である森林法に基づき許可を得て開発された場所であり、町の条例にある伐採した分の植樹を行うということすら強制できないという説明を受けた。 このような場所はこれからもさらに増えると予想される。 現在の軽井沢町環境基本計画(案)は、このような状況に対し何の効力も持つことができず、軽井沢の森林面積は減り続けるだけではないのだろうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 19 頁に係る「注視」という記載について、町内山林の多くは個人所有となっており、その管理方針や用途の決定権は所有者にあります。そのため、町内の景観を維持する上で各所有者の管理意向が占める割合は大きいものと考え、計画内にその旨を記載しております。 ● 22 頁に係る各種計画について、いずれも森林法に基づく計画、方針であり、町内の山林を林業的視点から整備し、その活用を推進するものです。景観の保全のみにとどまらず、森林の持つ多面的機能の維持を図るために、木々の育つ環境を維持できる山の整備、更新を推進していきます。
19	19	現状に関するデータ 生物多様性	<p>(「植物では在来種に占める絶滅危惧種の割合が約 16%に上っており、今後、存続が危ぶまれる種などを中心に、生息・生育状況を把握していく必要があります。）」について) 生物多様性を保存するためには、調査現状把握だけでは不可能です。 学術的諮問機関を設置して、保存すべき種を具体的に規定し、かつ危機に瀕している種については行政からの強い指導及び害のある自然破壊行為について禁止することを行うべきです。例えば、馬取地区のアサマフウロの保全に対しては、開発計画の変更を行政が指示すべきです。生物多様性を損なう自然破壊行為に対して行政が適切に介入することがなければ、これからも次々と貴重な種が失われるでしょう。実際に、希少な種であり、軽井沢を代表的するアサマフウロでさえ、失われようとしているのが現実です。生物多様性を保全できる制度、即ち、学術的諮問機関からの意見を受けて行政が産業機関に強い介入を行うことが必要です。 生物多様性を保全し、未来において誇れる町づくりをすることは、ひいては軽井沢の産業を、真の意味で発展させるのであって、目先の短期的な利益に惑わされた産業開発を正すべきです。軽井沢こそが、そのモデル都市として先陣を切って具体的に行動することができる町と信じます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性保全のためには、まず町の現状を把握し、その後保全が必要な種等の抽出を行い、必要な保全策の検討を行った上で実施という流れを想定しています。個別の事業について、ここでの返答は控えさせていただきます。いただいたご意見は、関係部局・関係機関とも共有し、今後の参考とさせていただきます。
20	19	現状に関するデータ 生物多様性	<p>軽井沢馬取山田地区での県の農地再整備事業予定地には、稀少植物群落(アサマフウロ、ヒメマツカサススキ)の生息が確認された貴重な湿地が含まれています。計画どおり再整備事業が施工された場合、それらが失われることになります。一度失われた植物は二度と再生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別の事業について、ここでの返答は控えさせていただきます。いただいたご意見は、関係部局・関係機関とも共有し、今後の参考とさせていただきます。

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
			<p>されることはないため生物多様性も失われることになり、取り返しのつかない結果となります。したがって、上記事業の施工の中止、再検討が必要と考えます。</p>	
21	21	達成度を測る指標	<p>まず、目指す環境像としての「森・水・空気と美しい景観を未来に引き継ぐ地域の力」という考え方は、シンプルかつパワフルな素晴らしいビジョンだと思いますし、どうして軽井沢が環境に固執するかという問題意識も軽井沢町環境基本条例の基本理念第3条中にある「軽井沢町の類まれな環境の恵み」というのは正しい認識だと同意します。</p> <p>それだけに、そのビジョンが結果として達成・維持されているかどうかの測定が重要だと思うのですが、その点があまりに弱いと思います。水の部分は河川水質の環境基準遵守 100%という明確な結果測定があるのですが、森及び空気(その源泉は結局としては森だと思います)については、計画面積や整備面積という政策プロセスに関する測定項目はありますが、結果達成測定項目が全くありません。16 ページに「40 年間の土地利用変化によると、都市計画区域内において森林の面積は約 7%減少している」とありますが、目指す環境像にある森部分の「未来に引き継ぐ」という意味は一体どういう意味なのかを明確に定義する必要があります。論理的には、(1)森林の面積をこれ以上減らさない、或いは(2)維持はできないがxx%以上は減らさないのかのどちらかがコミットされない限りは、町として「がんばるけれども、結果にはコミットしません」というポジションをとられることに同義だと思います。</p> <p>勿論、残念ながら事業者は森林の維持よりも事業収益を優先させる傾向があり、そこに雇用が伴うという現実があり、かつ町としての強制に限度があるのも事実ですが、その現実を理由に森林面積の最終結果をコミットできないと考えるのであれば、「森・水・空気と美しい景観を未来に引き継ぐ地域の力」という目標を掲げることを堂々と止めるのが誠実であると考えます。最悪なのは、「森・水・空気と美しい景観を未来に引き継ぐ地域の力」を掲げておきながら、毎年毎年森林が質・量ともに減少していき、何年後かに行政は「頑張ったけれどもやむを得なかった」と振り返ることだと思います。</p> <p>上記の大きな方向性へのコミットと結果の齟齬は町行政の現場の問題ではなく、トップ(町長)のリーダーシップの問題であり、今回のパブリックオピニオンの何%を町長が読まれるのか非常に興味があります。リーダーシップとはビジョンの策定と結果へのコミットと結果の明確な測定を受け入れることだと考えます。</p> <p>日々の町行政の利害調整や強制権限の限界は重々承知していますし、皆様のご苦労には頭が下がる思いですが、森を未来に引き継ぐことにコミットしながら、毎年森が減っていくことに関しては、曖昧ではない明確なポジションを取る必要があると思います。私自身は必ずしも森林を減らすべきではない、そのためには事業開発を 100%否定するという考えに賛同しているわけではありません。ただ、様々な現実のため、減らすことを良しとするならば測定可能な歯止めを設定し、そのあとでその測定項目をクリアするために必要な行政アクションを皆で頭を絞って考える必要があると思います。</p>	<p>● 軽井沢町の豊かな緑＝森林が軽井沢町の自然環境を特徴づけていることから、森林の保全は町の環境面での最優先課題と捉えています。一方で、町内の民有林(国有林以外の森林)は、その多くが個人所有となっていることから、その取扱いを規制することは財産権の侵害にもなり、対応が難しい面があります。そのため、町としては森林の面積を現状よりも減らさないことを目指し、そのための各種の取組を進めていくことといたします。</p>

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
22	21	達成度をはかる指標	市街地における森林の保全と管理をもっと厳格に行えないのでしょうか？ 国有林は上から2項目で良いと思いますが、現状で大きな問題となっているのは市街地の伐採による森林の減少だと思います。伐採の許可制や新たな植栽の未達時のペナルティなど KPI として設定出来ないのでしょうか？	● (意見 18 に関係) 個人所有の森林について、その取扱いを規制することは財産権の侵害にもなり、対応が難しい面があります。そのため、町としては森林の面積を現状よりも減らさないことを目指し、そのための各種の取組を進めていくことといたします。宅地部分のみの森林についての指標化は困難であることから、町全体としての森林の量についての推移を把握する方法でモニタリングします。
23	22	1-1 自然環境の保全と創出 具体的な取組 行政①	現況森林になっている地区において、赤道(登記上「道」になっているが、現実的には道路としては使われていない)や幅員 4m 以下の通路状に分筆はされているが、現況森林の中に存在していて、道路としては使われていない土地が散見される。昔に行われた原野商法の残骸と思われる。こうした赤道や通路状土地の沿道の山林土地も、他の普通の建築基準法上の道路に面する山林土地と同様の宅地並み課税をされているため、所有者の売却処分動機が高まり、また既存の赤道等を活用した事業者の開発動機も高まり、そのような森林地区の大規模開発を誘引する。 令和5年4月27日に相続土地国家帰属法が施行となるが、町として負担金や審査手数料の補助をして国庫帰属を促す、地区別の詳細な調査を行って税評価を下げるなどの施策を取ることによって、森林法で管理しない民有林部分の保全ができるのではないかと。税務政策にも関連するが検討して欲しい。	● 関係部局・関係機関とも共有し、今後の参考とさせていただきます。
24	23	具体的な取組	ペットとの暮らし方ガイド ・ペットを連れての登山規制(ウイルス対策環境破壊) ・ペット遺棄虐待禁止の強調	● ペットを含む動物愛護について関係部局・関係機関とも共有し、今後の参考とさせていただきます。 ● 自然公園地域へのペットの持込について記述を追加します。
25	23	具体的な取組 事業者②	②「事業所敷地内の河川・水辺を整備する際に、生態系に配慮した設計・工法を採用します。」について、町内の農業用水路は基本従来型のコンクリート三面張り、ホテルをはじめとし、多様な水辺の生物が極めて生息しにくい環境となっている。今後の整備の際は生態系に配慮した設計・工法を採用ということで理解したが、町内を流れる御影用水について、追分に立地する多くの住居脇を流れるなど生活と密に関係している存在であることから、管理者たる小諸市にも生態系に配慮した工法に、現状から作り変えていく働きかけをする趣旨の一言が欲しい。	● 町内に設置されている水路等については、管理者が町外の場合も含めて働きかけを行います。 ● 御影用水については、用地幅に余裕がある場所は浅間石を活用した環境配慮型の整備を実施しているものの、江戸時代からある歴史的農業用水路であ

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
				り、用地を取得するなどの過剰な投資には限界があることから、可能な範囲での働きかけを行いたいと考えています。
26	23	具体的な取組	このページは、特に適正利用、適正管理、が多くありますが、町や国の指導や規定、規則など具体的に参考になる事例を入れて表現してください。どの項目についても、「適正に管理する」という言葉を使えば問題なく表現できてしまいます。(国会答弁では困ります。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な事例を記載すると情報量が多くなりすぎることから、全体を包含して「適正」としています。 ● 環境基準等の具体的な数値も同様に情報量が多くなりすぎることから、記載は見送ります。
27	23	具体的な取組	事業者と町民・別荘所有者に対して、所有している森林の適正管理に積極的に取り組みますでは弱すぎると思います。「景観条例を厳守します」とか「自然保護対策要綱に反しません」等の強い表現への変更を望みます。	● 森林の適正管理が、ご意見の「景観条例を厳守します」並びに「自然保護対策要綱に反しません」を包含した事項となります。
28	24	1-2 生物多様性の保全と向上 具体的な取組 行政②	既存の生態系の保全は、森林の保全(P.22-1)と密接に関係していると主張する環境保全派がいる。行政による現況把握と指標が不明確なことが、森林地区に別荘や住宅を建てる人たちと環境保全派の間の摩擦、抗議運動を誘引している。指標と施策の策定のスケジュール感の記載が無いが、専門家に委託してでも、次の5年間の基本計画には入れるべきではないか。	● (意見 16・27 に関係) 開発に伴う樹木の伐採について、「軽井沢町の自然保護対策要綱」の課題点を再度精査し、遵守されていない部分についての指導や要綱の改正を検討します。
29	24	具体的な取組 来訪者②	P24 各主体に期待される取組、表の中 ②来訪者に、野生動物への餌やりは行いません。とありますが、事業者、町民・別荘所有者の項にも含めてください。→餌やりは、行わないようにしましょう。	● ご意見を踏まえて修正します。
30	24	具体的な取組 行政②	日本において、気候変動対策に関わる太陽光発電施設の設置により、里山などの自然環境が改変されていることが指摘されています(Kim et al. 2021)。気候変動対策が急速に進むなかで、自然環境の破壊および生物多様性の低下が起らないよう、留意事項として追記をご検討いただきたいです(気候変動対策と自然環境の保全が両立できる対応を望みます)。	● 地上に設置する太陽光発電施設について、「軽井沢町の自然保護対策要綱」では、設置できる地域の制限や修景緑化等を求めています。今後も必要に応じて、要綱の改正を行ってきます。
31	24	具体的な取組 行政①	「軽井沢町の生物多様性のうち、「種の多様性」は文献調査で明らかとなりましたが、「生態系の多様性」の状況はまだ分かっていません。まだ明らかとなっていない事項を明らかにしつつ、生物多様性の保全と向上に向けた取組を進めます。」ここでいわれている“「生態系の多様性」の状況”とは、実際にはどのような項目を調査し、どのように評価していくのでしょうか。	● 本計画策定に先立つ基礎調査において、軽井沢町で記録されている生物種については把握できました。ただ、今現在どこにどのような種が生育・生息している、どのような生態系をなしているのかは把握できていません。今後、生物多様性を把握する取組として、動植物

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
				の分布状況調査を進め、生態系の多様性を明らかにしていく予定です。
32	24	具体的な取組 行政②	30by30 の目標達成のためさらに踏み込んで、OECM 登録地点数明示	<ul style="list-style-type: none"> ● OECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)の認定申請は、現時点では現状把握ができていないため難しいと考えます。今後の取組の進展の中で研究します。
33	25	1-3 人と自然のふれあいの場と機会の充実 具体的な取組 行政③	エコツーリズム関連で、NACS-j(日本自然保護協会)自然観察指導員講習会実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種資格制度の有資格者の一つに含めます。
34	26	1-4 農地の保全 具体的な取組 行政①	「有機 JAS の認定を推進します。」有機 JAS の認定を推進する理由を追記いただきたいです(たとえば、生物多様性の保全や窒素汚染対策として、など。どのような観点から推進される項目となったのかを知りたいです)。また、ここでは有機 JAS のみ言及されており、有機農業以外の環境保全型農業に関しては特に言及されていません。農業経営者の方がそれぞれにあったかたちで環境に配慮した取り組みを選択しやすいように、より多様な支援形態を明記した方がいいのではないかと思います(環境に配慮したかたちで農地を保全していくためにも)。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「長野県みどりの食料システム戦略推進計画」が令和5年度から令和9年度までを期間として策定され、その内容は環境負荷の低減に係る支援や農林業の持続的な発展、食糧安全保障の確立に寄与するものとなるよう定められています。町もこの計画に共同し、環境負荷の低減を目指すために有機 JAS の認定を推進する旨を記載しております。 ● また、有機 JAS 以外の支援形態についても、ご意見を踏まえ今後の参考とさせていただきます。
35	26	具体的な取組 行政①	「行政の取組」前文に記載されているように、農地は生物多様性の保全の観点からも重要な立ち位置にあります。そうした理解の促進のため(また、環境に配慮したかたちで農地を保全していくため)、環境保全型農業に関する意見交換会や生物多様性と農地の関係についての講演会などのイベント開催の実施について、追加をご検討いただきたいです。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご意見を踏まえ、有機 JAS を含む様々な環境保全型農業についても周知を行うこととします。
36	26	具体的な取組 事業者①	「事業者の取組」「軽井沢町産農産物について、地域の特性・連携を生かした地産地消型の商品開発等を進め、消費拡大を図ります。」こちらは、お土産などの商品開発も含まれるのでしょうか。軽井沢町は多くの方が観光に訪れる場所でもあるので、お土産物にも町の農産物をもっと活用・アピールしていけたら良いのではないかと思います。	<ul style="list-style-type: none"> ● お土産なども対象としています。軽井沢産高原野菜を町の特産品として多くの方に知っていただけるよう、発地市庭を中心として様々なイベントでの PR 等を活用し発信していきます。

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
37	26	具体的な取組 行政①	有機 JAS 認定推進の前段階として、有機食材を学校給食に導入するため有機農家自然栽培農家の連携支援・勉強会の実施(22年8月から6回開催された「伊那谷有機農業塾」伊那市) 自然環境と共存する農地構築・生産物のブランド化	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校給食においては、有機食材を入手できれば利用したいと考えていますが、現状では生産者が少なく入手が困難なため利用できない状況です。また、他県等の学校給食でよく利用されている有機米に関しても、取扱業者が見つからず利用が困難な状況です。 ● 他方、ご意見を踏まえ町の有機農法の推進や取り組みの方法を研究します。
38	26	具体的な取組 行政①	環境への負荷を低減する農業(JAS 有機に限らず)を推進するには、他自治体例をみても明らかのように、学校給食をはじめとする給食への活用は必須と思われる。給食需要に対する生産を計画的に行うことにより、新規就農の促進にもつなげられる可能性があるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校給食においては、有機食材を入手できれば利用したいと考えていますが、現状では生産者が少なく入手が困難なため利用できない状況です。また、他県等の学校給食でよく利用されている有機米に関しても、取扱業者が見つからず利用が困難な状況です。 ● 他方、学校給食等の需要に対して現状の供給を把握し、生産者や生産量について研究します。
39	26	具体的な取組 行政①	<ul style="list-style-type: none"> ・「農業が続けられる環境」の定義を明記して欲しい。 ・何をもって「安全安心な農産物」とするのか定義して欲しい。 ・大規模な農地の土壌改良整備事業は、必ずしも環境保全につながらないと思う。 ・農業経営の規模拡大は、必ずしも環境保全につながらないと思う。 ・行政の取り組みが「農地の保全」にとどまらず、「積極的な農家支援」に展開されることが望まれる。 ・農家が精神的にも経済的にもゆとりを持って農地と向き合い続けられる環境を整えることが、行政の急務だと考える。 ・ほかのページに対して取り組み内容が具体的でない。あっさりしすぎている印象を持った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「農業が続けられる環境」として、将来の担い手となる農業従事者の増加を図ることと、農業の持続的な発展を目指した「長野県みどりの食料システム戦略計画」の方針に準じて取り組むことと考えます。 ● 「安心安全な農作物」として、法令により化学合成農薬や化学肥料の適正基準は定められており、この基準値内で生産された農産物は安全であると考えます。 ● 大規模な土壌改良や農業経営の規模拡大は、環境保全のためだけに実施するのではなく、農家の効率的な営農を支援し安定した生産基盤の維持確保を推進するものです。その結果、遊休農

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
				<p>地が減少することで病害虫の発生や荒廃を防ぎ、農地周辺環境の保全にも繋がると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農家の積極的な支援について、ご意見を踏まえ記載を追加します。

<2 安心して暮らせる清らかな環境の維持・向上>

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
40	27	(1) 現状と課題	<p>「樹木・緑化」の課題「軽井沢町の自然保護対策要綱の確実な遵守」 表現が弱すぎると思いますし、現状で遵守できていないのにその解決課題が遵守では何十年経っても変わりません。 よって「実効性担保のため罰則規定の検討」を課題とすべきです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 要綱に罰則規定を含めることはできません。「軽井沢町の自然保護対策要綱」の課題点を再度精査し、遵守されていない部分についての指導や要綱の改正を検討します。
41	29	(1) 現状と課題	<p>「景観まちづくり」について 旧軽井沢地区5か所の景観育成住民協定は 2022-23 年に同地区におけるマンション建設を阻止するため町の勧めにより締結され県の認定を受けたものであるが、旧軽井沢地区では同じ目的で町の勧めにより締結された「旧軽井沢森地区建築協定」が 2003 年に県の認可を受け、以来 20 年間にわたり町建設課(現在は地域整備課)と協定者が協力して協定を運用し、協定地域及びその周辺の景観まちづくりに大いに寄与してきた。この実績が全く言及されていないのは片手落ちである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘の建築協定について、計画書の【現状に関するデータ】への記載を追加します。
42	29	(1) 現状と課題	<p>「景観まちづくり」について 全く同感で素晴らしい取り組みだと思います。 景観育成住民協定の認定を区ごとに区長に競わせたらどうでしょう？ KPI として現状 30 区のうち、2027 年までに半数の 15 区で協定認定を目指す。保守的な評論ばかりして検討しない区長や区に加盟している別荘所有者の意見を聞かない区長には罰則を設けるぐらいすべきです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観育成住民協定については、地域住民の自発的な取組であることから、協定締結を強く促すことは難しいと考えます。
43	30	達成度をはかる指標	<p>「自然保護のための土地利用行為の手続き等に関する条例」に基づく事前協議の実施率を指標としているが、近年の旧軽井沢周辺のマンションなどの紛争は、業者が軽井沢町の自然保護対策要綱の数字を守るのみでその精神を無視していることから生じている。事前協議の実施数では有効な指標ではない。事前協議により要綱の精神が具現化されることが基本計画の目標となるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前協議も確実に実施し、「軽井沢町の自然保護対策要綱」で定めている基準を満足していただくことを基本と考えており、「軽井沢町の自然保護対策要綱」の周知を図っていきます。

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
44	31	2-1 良好な生活環境の保全と維持 具体的な取組 事業者、町民・別荘所有者、来訪者③	・P31 各主体に ③水源地周辺の環境保全に協力します。→水源地周辺には、無断で立ち入らないようにしましょう。 ★質問 何か協力するという特別な行動例などが無いと、「環境保全に協力する」ではあいまいで分かりません。協力とはどんな行動なのか事例をあげてください。	● ご意見を踏まえて修正します。
45	32	2-2 景観形成と快適環境の創造 具体的な取組 行政①～⑤	「指導します」「推進します」「啓発します」「遵守を呼びかけます」「指導を徹底します」などの文言が多いが、これまでの環境課の指導は言いっ放しだったり、現場を見ていなかったりで、実効性がない。 ⑤屋外広告物の「巡視員制度の創設を検討する」というような具体的な取組が、②③④についても必要である。	● ②③については、開発事業等における緑化の指導結果を確認することとし、③の3つ目●に「大規模開発事業等の完了時に、計画どおり緑化されているかを確認します。」として記載しています。小規模な開発事業等については該当する件数が非常に多いことから、全ての事業について確認を行うことは困難と考えます。 ● ④については関係部局と連携し、実効性について検討します。
46	32	具体的な取組 行政③	「自然保護対策要綱の確実な遵守」について 不動産取引の売主・買主・不動産業者・建築業者などの事業主体間の慣習の相違からくる不必要な樹木の伐採、用途地域の不適切な指定に起因すると思われる紛争など、フォローアップ体制の不備と思われる事例が見られる。行政担当部門間の密接な連携、用途地域指定の見直し、地区計画の策定などを含む問題解決の具体的な方向性を明記していただきたい。	● 本計画に示しているとおり、開発事業における指導事項が守られているかの確認は今後研究していきます。 ● 用途地域の見直しは、都市計画マスタープラン上では、必要に応じて検討することとしています。
47	32	具体的な取組 行政③	近年の旧軽井沢周辺のマンションやホテルなどに関する紛争の多発は、「自然保護対策要綱」の指導の徹底のみでは不十分であり、強制力のある条例化の検討が必要な段階に入っていることを示唆している。問題解決の方向性を示していただきたい。	● 「軽井沢町の自然保護対策要綱」では法律に基づく基準を上回る規制を設けていることから、条例化によって反対に緩和せざるを得なくなる部分が生じます。実効性については多数のご意見をいただいていることから、今後の運用方法の見直しを含めて検討します。
48	32	具体的な取組 行政③	◆建設、造園の動きが活発です。軽井沢以外から来て作業する業者の中には自然保護対策要綱も軽井沢にふさわしい樹木も知らず、無意識に自然を破壊する例が目立ちます。移住者ビデオと同様、業者に向けた動画や講習会が必要です。	● 「軽井沢町の自然保護対策要綱」の周知の方法について検討します。

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
			<p>◆近年、樹木伐採が目立ち、リスが電線を渡ったり道路を横断したりして可哀想です。道路に出た枝をすべて切るのではなく、特定道路以外、特に別荘地では道路に出てもある程度の高さにある枝は切らなくてもよいと指導してください。</p> <p>◆移住者を拒むことが出来ませんから、移住者が増えても美しい景観と自然環境を整えることが必要です。ワークショップでもあがっていたように、住宅地のモデルパースを作ってひと目でわかるようにしてください。(例・北海道の東川町のように、具体的に「切妻屋根を道路に並行にする」「道路から〇m以上セットバックしてその間を緑地とし、大木を2本以上植える」など、こうすると街並み景観がそろい、家をごちゃごちゃしないので美しい街並み景観が保たれます)。また、第一種住居専用地域でも200坪以上(180坪以上でもいいですが)、別荘地は500坪以上としてはどうでしょうか。軽井沢ですから、密集化、大衆化を防ぐことも必要です。別荘地は特に大衆化を防ぐ必要があります。</p> <p>◆ヨーロッパでは旧歴史地区があるのが当たり前で、その場所が町のステイタスになっています。旧軽井沢の別荘地は軽井沢の歴史文化の育まれた大切な場所。この軽井沢の原点ともいべき場所を大切にすることが、今後、軽井沢のブランドやステイタスを維持できるかを左右します。パリのようにしてホテルやマンションなど都市化する建物を1日も早く制限することを望みます。もし、制限ができないのであれば、モデルパースを用意し、それに合わせたデザインにしてもらうとか、工夫が必要。何もせず、業者のやりたい放題にさせたら、軽井沢の未来はただの田舎町になってしまいます。パリも郊外にはデファンスという地区があり、そこには高層ビルが建つ都市エリアです。軽井沢もマンションやホテルは南軽井沢方面だけを許可するという事は可能かと思えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 樹木の伐採については樹木管理のガイドラインの策定を検討しています。 ● 景観まちづくりについては「軽井沢町の自然保護対策要綱」において細目を定めており、これに基づいた指導を徹底します。
49	32	具体的な取組 行政④	行政は「景観育成ガイドライン」を強化し、不適切なマンション開発等を終息させ、美しいまちの実現に取り組んでいただきたい。	● 「景観育成ガイドライン」に相当するものとして、長野県の景観条例に基づく「軽井沢町景観育成基準ガイドライン」が作成され、運用されています。
50	32	具体的な取組 行政④	電線、電柱の地中化には補助金拠出の検討が必要ではないか。	● 関係部局・関係機関とも共有し、今後の参考とさせていただきます。
51	32	具体的な取組 行政④	・P32, 33 表、④この項目も事例が必要で、空き家や空き地の適正な管理については、どんなことに注意するのか、事例を記述してください。→空き家や空き地は、〇〇・・・に注意しましょう。	● ご意見を踏まえて修正します。
52	33	具体的な取組 事業者②	町民等に比較して事業者の行為が環境を破壊する可能性が最も大きいことに鑑み、事業者に示す指針が最も重要である。 事業者への指針は町民等と同じ表に入れずに、行政の取組のような様式にして詳細な指針を示すべきである。また事業者の行為を町がどのようにチェックするかを明記すべきである。	● 「軽井沢町の自然保護対策要綱」の周知の方法について検討します。

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
53	33	具体的な取組 事業者、町民・別 荘所有者②	所有地内の樹木、、、→所有地内の樹木の管理で困った場合は、行政と相談して処置しましょう。	●ご意見を踏まえて修正します。
54	33	具体的な取組 事業者、町民・別 荘所有者⑥	屋外照明を設置する場合は、、、→場合には、近隣や他人に迷惑が掛からないような程度とし、照明器具はLEDにしましょう。 特にお祭り、行事など多数のイベントの場合は、行政と相談しましょう。	●ご意見を踏まえて修正します。

3 「あるを尽くす」の精神で取り組む資源循環社会の構築>

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
55	38	3-1 再資源化と 活用 具体的な取組 行政①	ペーパーレスは行政が遅れている実態なので、住民に解りやすい形で即実践 ゴミ処理場見学会実施	●ペーパーレス化について、関係部局・ 課に伝達するとともに、ペーパーレス化 が可能なものについては検討や研究を していきます。 ●ゴミ処理場の見学会についてはご意見 を踏まえて、記述を追加します。
56	38, 39	具体的な取組 行政② 各主体②	生ゴミについて、家庭も同じだが、特に事業者や別荘関係など、生ゴミを棄てるのは高コスト になる施策。生ゴミを減らす(処理機やコンポスト、堆肥化など)と報奨となる施策をより強化 する必要があるのではないかな。	●ご意見を踏まえて、記述を追加します。 ●いただいたご意見のうち、別荘所有者 向けの施策は既にありますので、ご意 見を踏まえ、担当部署と協力し、より周 知を図ります。また、事業者への施策も 研究します。
57	39	具体的な取組 行政①	道路台帳、都市計画図、上水道管敷設図、下水道管敷設図、環境協定、課税参考図など、 不動産業や建設業者が取得する図面や情報は、DX化でネット取得可能にすべき。ペー パーレス化はもちろんのこと、関連部署の業務効率化にも繋がる。水道関係などは長野市や 上田市で既に実現しているものを参考にすべき。 またマイナンバーカード認証との組み合わせで税務関連証明のペーパーレス化も検討でき るはず。まだ全国的に事例は少ないが、課題では有るのではないかな。	●(意見 55 に関係)書類のペーパーレ ス化について、関係部局・課に伝達すると ともに、ペーパーレス化が可能なもの については検討や研究をしていきます。
58	39	具体的な取組 町民・別荘所有者 ③	エシカル消費を学び、、、→(以下)食品を買う場合は、必要な量だけを買う、消費期限の長 いものを選ばない、生産地の近いものを選ぶなどに気をつけましょう。	●ご意見を踏まえて修正します。
59	40	具体的な取組 町民・別荘所有者 ①	主体の来訪者の欄に記載されている事項の4項目は、すべて町民・別荘所有者の欄にも入 れて下さい。	●ご意見を踏まえて修正します。

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
60	41	具体的な取組各主体②	事業者および町民・別荘所有者の二つの欄に新たに次を加えてください。 →日ごろ会社、事業所、自宅各周辺の美化に心掛けましょう。	●ご意見を踏まえて修正します。

<4 ゼロカーボンシティの実現>

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
61	45	達成度をはかる指標	「水素ステーション設置数及びEV用急速充電器設置数」保養地や観光都市を標榜しているにも関わらず、近年の脱炭素化の促進、エコカーの普及度合いを考えると、この数では観光客減少の最大の要因になりかねません。 別項目で渋滞解消のため公共交通機関の利用も推進されていますが、もうエコカーを含めた自動車での移動は今後も益々増加すると考えられるので、設置数を飛躍的に増やすべきと考えます。 110億円の庁舎よりもこれにお金をかけるべきです。	●電源設備や場所の確保等の設置条件等を考慮したうえで、公共施設に順次設置する計画であり、さらに充電設備を確保するため、民間事業者とともに連携して設置箇所数を増やしていくことを考えています。
62	45	達成度をはかる指標	「EV等普及率」の目標 2027年度で64%の前提が明確ではない。軽自動車や商用車も母数に入っているのか、寒冷地特有の事情(バッテリー性能が落ち、コストパフォーマンスが悪い)などをどう考慮するのか、なども指標設定において考慮すべき。	●ご指摘の指標は、軽井沢町が令和3年3月に公表した「軽井沢町ゼロカーボンシティ実現へ向けて」の中で方針を定めたものを参考に算出したものです。地域における諸条件については、2030年代に向けて一定程度の性能改善が見込まれることから、国や県、民間事業者等の状況を考慮したうえで、指標については検討していきます。
63	45	達成度をはかる指標	「EV等普及率」町内循環バスを全てEV等にすべきだと考えています。 この基本計画とは直接関係ないですが高齢化社会に向け高齢者の移動手段の確保(よぶの等)のためにも必要だと考えています。	●EV車両のバスについては、事業者と情報交換をしていますが、バッテリーの性能が低いことやサイズが大きいものしかないため、導入には至っていません。今後、性能があがり、車両が小型化すれば導入を検討したいと考えています。
64	45	達成度をはかる指標	「住宅用太陽光発電システム等の普及率」現状の太陽光発電システムが軽井沢の自然環境保護に最適なのでしょうか？確かに脱炭素社会と言う観点では一番現実的だと思いますが一度設置すると20年間はそのままで。近隣への反射光の問題、緑豊かな環境の中に光を反射して、且つ、別荘や住宅の屋根に太陽光パネルが並んでいる家々が適切なのでしょうか？その点に強い疑問を感じます。町は「軽井沢緑の景観賞」で太陽光パネルの家を優	●ご指摘のとおり自然環境、景観等は大切な観点であることを踏まえ、脱炭素社会実現に向けた有能な手法のひとつである住宅用太陽光発電システム等の普及に努めていきたいと考えています。

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
			秀賞で選びますか？ 選ばないでしょうね。近い将来、窓ガラスタイプの太陽光パネルなども出てくるのでその時に自然環境にミスマッチしない景観を考えて対応すべきだと思います。	
65	46	4-1 脱炭素まちづくりの推進 4-2 エネルギー自給率の向上 具体的な取組	<p>・オフグリッド※型のモデルハウスを町庁舎の一角に建築し、脱炭素生活の実証実験、啓蒙の場にする。建物は住民、来町者の交流の場として活用する。</p> <p>自然エネルギーの活用：太陽光、太陽熱、地熱、雨水 リサイクル資源の活用：中古建築資材、廃棄物利用 市民の知恵、能力の活用：参画型プロジェクト</p> <p>※オフグリッドは、電気、水道、ガスなどの公共インフラに依存しない住まいのことであるが、ここでは既存インフラに接続し利用しつつも自己生産自己消費の比率を高めることを目指すものとする。</p> <p>・これまでに実施してきたエコ住宅やEVへの補助金だけではなく、軽井沢町が主導して関連法規への適合、適切な工法、効果を研究、開発、実証することで脱炭素社会の実現に貢献する住宅建築の具体的な方法を提案できる。</p> <p>・この官民産学共同プロジェクトは大手ゼネコンに発注するのではなく、軽井沢町役場・地元的设计事務所・工務店・大学・町民・別荘所有者(現在、将来)が自ら研究して進めることでノウハウを自分たちのものにする。できる作業はDIY参加型にすることでSDGsへの参画を実感できる。</p> <p>・自治体の取り組みとしてはユニークなもので軽井沢町のイメージに合致しているため、国内外からの見学や関心を高めることに寄与する。</p> <p>・軽井沢町の山岳地形、寒冷地を克服し活用する事例をアピールできる。</p> <p>・軽井沢町の冷涼な気候でも石油燃料に依存せずに様々な野菜、果実を育てることができることをアピールできる。</p> <p>参考モデル</p> <p>1.住宅を温室で囲う家 house in a greenhouse https://youtu.be/30ghnDOFbNQ、https://youtu.be/gT9bwpwYIQ https://youtu.be/atc6-JCVIOs</p> <p>2.地熱、太陽熱、太陽光、雨水を活用する家 earthen house https://youtu.be/BNekutd-6qM https://youtu.be/RM5izEs7KEg</p> <p>克服すべき課題</p> <p>・事例はいずれも海外のものであり、日本の建築基準法ほかの法令に合致する必要がある</p> <p>・リサイクル資材調達と利用</p> <p>・最適な工法の調査研究にかかる時間</p>	<p>● 今後、脱炭素まちづくりを進めるに当たって、エネルギー消費量が少なく、軽井沢町の風土に合った建築物はますます必要になると考えます。そのような時の選択肢として、ご提案いただいたオフグリッド型の建築物も一つの選択肢になります。官民産学共同プロジェクトを実施することは、町内の産業の活性化にもつながることから、関係部局・関係機関とも共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
66	46	4-1 脱炭素まちづくりの推進	<p>「脱炭素社会」の項目の中に、緑化によるCO₂削減を入れるべきです。軽井沢がゼロカーボンシティに向けて努力するというのであれば、森林の多い軽井沢ならではの「光合成による樹木の働き」を見逃してはならないはず。大きくなったから伐採するというのではなく、た</p>	<p>● 脱炭素社会実現に向けては、二酸化炭素排出抑制対策とともに、森林整備や</p>

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
			くさんの緑葉を持つ大木も管理することによって根を張って倒れることはありません。高い木はムササビやリスの住処であり、野鳥たちが訪れる憩いの場、たくさんの葉がある樹木が多く、町全体が森である軽井沢は日本三大生息地の一つ。この恵まれた環境を活かすことによってCO ₂ 削減ということをカーボンニュートラルの目標の中に入れても良いのではないかと思います。樹木を切ることによる太陽光発電は自然の理に合わず本末転倒になります。	木材利用等の森林吸収源が重要となります。 ●国においても適切な森林整備や木材利用等の森林吸収対策を推進していることから、軽井沢町の特性を活かした対策を検討していきます。
67	46	4-1 脱炭素まちづくりの推進 具体的な取組 行政①	ZEH ZEB 推進 補助	●関係部局・関係機関とも共有し、今後の参考とさせていただきます。
68	46	具体的な取組 行政②	令和5年3月31日で、●●●と●●●によるMaaSサービスが終了し、町内公共交通機関が減る。町として●●●と●●●からどのようなフィードバックが得られ、そして今後の交通政策とカーボンオフセット政策に活かしていくのか、アセスメントと指標設定をすべき。	●これまでのデマンド交通「よぶのる軽井沢」の実証実験では、観光客に多く利用されることや、一人での利用が多く、乗り合いとならないことでデマンド交通としての本来の姿ではないことが課題となっています。地元住民の利用を増やすために、次回の実証実験では電話予約、現金決済の導入を予定している。その利用実績をもとに、今後のデマンド交通について検討していきます。
69	46	具体的な取組 行政②	住民アンケートなどの結果を見ると「観光客による交通渋滞」が最大の問題として挙げられている。観光シーズンに発生する渋滞対策を「検討します」では、基本計画の取り組みとしては不十分である。渋滞の解消を図ると明記していただきたい。	●今後、国のICT・AIを活用した観光渋滞対策を検討中です。また、町ではパーク&レールライドを推進しており、マイカーを郊外の駐車場にとめ、公共交通に乗り換えることで交通渋滞の発生を抑制しています。
70	46	具体的な取組 行政②	2つ目●「自転車の活用を推進します」自転車専用道などの拡充を強く推進するべきです。 コロナ禍で都心部では通勤にも自転車を使う人が増えました。レンタル電動自転車/電動キックボード LUUP のようなビジネスも当たり前になってきています。自転車道路があればLUUPのようなビジネスも展開しやすいと思います。	●自転車が安心して利用できる道路環境の整備に合わせ、案内看板等の整備を検討します。
71	46	具体的な取組 行政②	自転車道路網整備	●(意見 70 に関係)自転車が安心して利用できる道路環境の整備に合わせ、案内看板等の整備を検討します。

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
72	46	具体的な取組 行政②	数年前の循環バスの更新はディーゼルであった。今後の車両更新は EV としているが、もし例外があるなら明記しておくべき。 デマンド交通はいよいよ必須であり、インフラ整備に時間の余裕はない。スマートムーブはよいが、朝夕に集中する乗客(特に児童・生徒・通院)に取りこぼしがないようにする必要がある。そうした調査・対策が充分ではないように感じる。	● EV 車両のバスについては、事業者と情報交換をしていますが、バッテリーの性能が低いことやサイズが大きいものしかないため、導入には至っていません。今後、性能があがり、車両が小型化すれば導入を検討したいと考えています。また、デマンド交通についても本格稼働に向けて検討していきます。
73	46	具体的な取組 行政②	脱炭素社会に向けて、まず渋滞の対策を急がなくてはなりません。「屋根のない病院」と謳われた軽井沢は澄んだ透明な空気が必要です。パーク&ライドはあまり効果がありません(めんどろなことはやりたがらないのが人間の心理)。公共交通も時間とお金がかかります。手っ取り早くできるのは一方通行です。決して渋滞はしないので、排気ガスが溜まるのを防ぎます。やる気になればすぐにできる方法です。(大型バスの乗り入れは制限してパーク&ライド方式にしてもいいと思いますが、乗用車はすぐ近くまでいきたがるのでパーク&ライドはやらない人が多いです)	● (意見 69 に関係) 主要道路を一方通行にすると、目的地への所要時間増加が懸念されるため、難しいのではないかと思います。また、一方通行は町単独でできるものではなく、警察や道路管理者、近隣住民との協議が必要になるためすぐにできるものではありません。他方、一方通行で渋滞をすぐに解消できる場所があるかについて、今後研究していきます。
74	46	具体的な取組 行政③	水素ステーションの設置は数億円の設備投資と言われているが、町単体の施策になり得るのか？ 2023 年現在で県に一つしか無い。佐久広域連合など近隣市町村との連携事業を考えるべき。	● 水素ステーションの設置は維持管理を含め、特殊性があることから民間事業者をはじめ、国や県、近隣市町村とも連携して検討していきます。 ● なお、町の最上位計画である第6次長期振興計画では、町内に設置できるよう目標を定めています。
75	47	具体的な取組 各 主体②	・町民・別荘所有者の欄 出かける際の、、、と自転車を活用、、、2 項目は、まとめて記述 →出かける際は、徒歩、自転車、公共交通のいずれかを利用し、出来るだけマイカー利用は控えましょう。 ・来訪者の欄自転車の利用を検討、 →町内の移動には、徒歩、および自転車を利用しましょう。	● ご意見を踏まえて修正します。
76	47	具体的な取組 町民・別荘所有者 ③	事業者の2つ目●及び町民・別荘所有者の1つ目●「EVなどの車種へ更新」事業者のみ更新となっていますが、町民・別荘所有者も「検討します」ではなく「更新します」が良いと思います。現実的に2027年にはガソリン車販売は大幅に減っている予測です。	● ご意見を踏まえて修正を検討します。また、ご意見のインセンティブについては関係課へ伝達し、研究していきます。

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
			また、記載すべきはこの項目欄ではありませんが、別荘所有者及び観光客に対してEVで軽井沢に来た場合にインセンティブを与えたらより普及すると思います。お店で使える割引券ぐらいのインセンティブでも十分です。	

<5 参加と連携による町全体での取組の推進>

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
77	49	現状に関するデータ	現在、貴町が実施されている「軽井沢町の環境を考えるワークショップ」のような、町が主体となる活動も記載してほしいと思いました。軽井沢町で活動する、団体や個人がつながる場、対話をする場を町が主体となつてつくることは、本計画を住民の方とともに進めていく上で大きな推進力になると思います。	●ご意見を踏まえて記載を追加します。ワークショップ自体は計画策定時の2回で完結していますが、行政と事業者、町民、別荘所有者の協働は計画策定後も必要であることから、連携の機会の創出を検討します。
78	51	達成度をはかる指標	アダプトプログラムについて、その存在の周知から足りないのでは。隣組への加入が減っているからこそ、アダプトプログラムなどを契機にして、隣組への加入促進につなげるなどの活用の工夫が可能ではないか。	●ご意見を踏まえて、関係部局・関係機関とも共有し、今後の参考とさせていただきます。
79	52	具体的な取組行政②	独自のESD(持続可能な開発のための教育)カリキュラム導入(座学+フィールド)	●ご意見を踏まえて、記述を追加します。
80	52	具体的な取組行政④	軽井沢町では「軽井沢の自然は財産」「動物たちとの共生」「自然を守り育てる」などと謳ってきましたが、その精神を理解していない新住民や新別荘民と長年暮らしてきた軽井沢の住民・別荘民との間でトラブルが増えています。先日のワークショップでは「軽井沢のルールやマナーを知ってもらう動画」を作り、(運転免許の講習ビデオのように)それを見てもらってから住民票を受けつけるということにしようか。	●動画を観ていただくというのは良いアイデアと考えます。今後の参考とさせていただきます。
81	53	具体的な取組行政②+④	優れた活動への表彰のみならず事業者、団体、個人などへのインセンティブ導入 生物多様性地域戦略を策定し、軽井沢の独自性を前面に出すことで地域住民、来訪者だけでなく世間の耳目を集める (自動販売機規制・造成時の表土保全など) 具体的な活動の際には、「計画〇〇により、地域戦略〇〇により」といった広報を行うことで「絵に描いた餅化」を防ぐ。	●ご意見を踏まえて、今後実施を検討します。

第4章 計画の進行管理

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
82	54	2 進行管理の方法	「計画はPDCAサイクル(下図参照)に従って進行管理を行います。毎年、本計画の施策がスケジュールどおり進捗しているかどうかを把握し、各取組の指標等を用いて進捗状況に	●進捗状況の把握は、毎年実施し、5年後の見直しではそれらの結果に基づい

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
		3点検・評価結果の公表	<p>についての点検・評価を行い、計画の着実な進行を図ります。」 上記、内容について以下の要望があります。 毎年見直し点検・評価するのに計画の見直しが5年後(中間見直し)10年後(本計画期間後)ではPDCAサイクルを回すことにより10年間でスパイラルアップしていくことができない。年次評価により活動計画の見直しや指標の見直しが必要になるはず。5年後、10年後に達成出来ませんでしたとか、環境・条件が変化し指標が合わなくなっていました。とかならないようにするため、最低1年単位の短い周期でスパイラルアップさせるための仕掛けを具体策として盛り込んでほしい。 また、PDCAサイクルを確実に回すため、 ・各指標の目標値は、実行計画において毎年目標値設定することを追加してほしい。 ・推進責任者を明記してほしい。</p>	<p>て検証を行いその後の取組に反映させる予定です。 ● 指標について、年度ごとの目標値は設定可能なものとそうでないものがあるため、設定可能なものみの記載としています。なお、ご意見を踏まえて本計画で採用する指標の見直しを行います。 ● 推進責任者については、関係課を明確化するため担当課長が責任者となります。</p>

その他の意見

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
83	—	パブリックコメント実施方法	<p>環境基本計画は、軽井沢の自然環境を将来にわたって、健全に保全し維持していくため、また人類の存亡にもかかわる危機的な地球環境に対応するために全軽井沢関係者が順守すべき極めて重要な行動指針だと考えます。そのためこの計画は、日常の行動に当たって全関係者が、最も重要な指針であるという認識を持ち、常に手元に置いて利活用される必要があります。 軽井沢町民他軽井沢関係者全体に重要な計画を、HPだけの意見募集は、非常に問題です。 広報での周知のほか、可能な限りの手段で意見募集を行うべきでした。HPは、私たち町民は、毎日見ることは、まずありません。別荘所有者は、なお情報がないと思います。是非改善してください。</p>	<p>● 今回の意見募集については、令和5年3月発行の「広報かるいざわ」に意見募集実施の記事を掲載しております。 ● 第2回の意見募集においては別荘所有者向けの広報特集号にて実施する旨を周知する予定です。</p>
84	—	意見聴取の方法	<p>パブリックコメント以前に情報がなかったことについて 軽井沢町環境基本条例、第10条第3項について この項目には、「町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ事業者及び住民の意見を把握し、その意見を反映させるとともに、…」とありますが、あらかじめの意見は、どのように把握されたのでしょうか。パブリックコメントで十分と考えたのでしょうか。 私の意見は、パブリックコメントでは、不十分なので、パブリックコメントよりさらに前に意見を把握するようにお願いしたつもりですが、事前の情報がありませんでした。 パブリックコメントの段階では、すでに全体の構成などができ上がっていて、意見は、細かい表現などに限られます。今回のようにどうしても全体構成などのお願いをするようなことになり、意見を言ってもなかなか受け入れてもらえないと思います。今回も同じ問題がありますが、町</p>	<p>● 今回の計画策定では、ご指摘の条例第10条第3項に該当するものとして、事業者、町民、別荘所有者を対象としたアンケート調査を行っています。また、参加者を公募した「軽井沢町の環境を考えるワークショップ」や「軽井沢町自然保護審議会」及び「軽井沢町環境基本計画策定等検討部会」による内容の検討を経て計画案を作成しました。今回のパブリックコメントの結果を受けて、細</p>

No.	頁	項目	意見	回答及び対応
			<p>民他関係者が必ず利用できる計画にしてほしいと考えているため以下のように意見を提起します。</p>	<p>かな表現のみならず構成等も再度検討する予定です。</p>
85	32	具体的な取組行政④	<p>「軽井沢町環境基本計画(案)」は難し過ぎてよく理解出来ません・・・。</p> <p>この計画に沿った意見のみではありませんが、住民のためにも、別荘オーナー、移住家族、観光客に優しい街作りを目指すという目的は同じととらえ、日ごろから気になっている私見を箇条書きにて述べさせていただきます。</p> <p>●自然環境と歴史文化の保存 軽井沢が持つ一番の宝は自然。樹木の伐採をコントロールし「伐採したもの勝ち」を改めさせる。 森林・樹木の管理と保存し、地元の材木を建築にも活用。新町役場にも活用出来ないものか？ → 例えば、「旧軽井沢の歴史と景観を守る会」とも協調して、軽井沢の原風景の保存・歴史と文化を守る。</p> <p>●軽井沢の原点である旧軽井沢の魅力を見直し、保存する どこもかしも規制規制ではなく、ゾーニングの再確認が大切。旧軽井沢を重点的に守るために、歴史的建物を選んで残すように取り組みを考える。 → 例えば、ヴォーリス建築や歴史的建物を残すための基金を作り、改築工事等の費用を助成する。その見返りとして、勝手に売却/改築出来ないように規制する。</p> <p>●自転車と散歩する人に優しい美しい街作り。 → 例えば、ヨーロッパの旧市街に見られるような車規制、電柱の撤去、ガードレールをベージュ色にする等。</p> <p>●小規模店舗を活性化し、雇用の創出と安定化を図る → 例えば、冬季営業する店舗が増えるように、断熱工事費の助成、販促等でサポートする。 → 例えば、小規模商店をサポートするためにも、町外から仕入れる地元商店もふるさと納税返礼品サプライヤーに加える。ふるさと納税返礼品の選択基準に疑問を感じています(『●●●●』はOKで『●●●●』はNG?!)。</p> <p>●ワンちゃんに優しく楽しい街 → 例えば、ワンちゃんとママパパのファッションショー、写真撮影会等、顧客参加型イベントの企画、ワンちゃんと入店出来るレストランを促進(ベランダOKの店は多く夏はよいが、冬季に入店出来る店が少なくて困る)。</p> <p>●お年寄りも優しい住みやすい街 → 例えば、分譲型医療サポート付き高級老人ホーム、ホテルの推進。 → 例えば、東洋医学アーユルヴェーダを活かした施設。</p>	<p>●いただいたご意見のうち、2点目の「自然環境と歴史文化の保存」については、具体的な取組の「2-2 景観形成と快適環境の創造」の樹木の保全と管理及び緑化の推進で取り組みます。それ以外の項目については、関係部局・関係機関とも共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>